

概 要 版

新岡山県ごみ処理広域化計画

平成19年3月

岡 山 県

1 計画策定の趣旨

(1) 趣旨及び背景

市町村が行うごみ処理については、ダイオキシン類削減対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの促進等を踏まえて、ごみ処理広域化計画を策定するよう国から出された通知に基づき、県では平成 10 年 3 月に、県下を 6 ブロックに分け広域的な施設整備を図る「岡山県ごみ処理広域化計画」を策定した。このたび、市町村合併の進展により広域ブロックと市町村区域の間に不整合が生じていること、処理技術が格段に進展していることなどから、構成市町村のブロック割り等の見直しを行うこととした。

計画の見直しに当たっては、旧計画の趣旨を踏まえ、長期的な視点から効率的で効果的な計画とするとともに、近年の廃棄物分野を取り巻く状況の変化を勘案し、第 2 次岡山県廃棄物処理計画との整合のほか、国の循環型社会形成推進交付金制度下での施設整備及び災害廃棄物処理計画との調整に配慮するものとする。

(2) 計画期間

10 年間（平成 19 年度～平成 28 年度）

2 計画の基本方針

(1) 排出抑制を前提とした広域化の推進

広域処理を進めていく場合にあっても、徹底したごみの排出抑制を行い、可能な限り焼却したり埋立処分するごみを削減することを基本とする。

(2) 適正処理の確実な推進

焼却施設は、処理機能が安定した一定規模以上の連続炉で熱回収を行うことを基本として施設整備を図る。その規模は、極力 300t/日以上、最低でも 100t/日以上となる広域ブロック化を図る。

(3) ダイオキシン類対策の徹底

今後もダイオキシン類の削減に向け、各種対策の徹底を図るとともに、発生抑制が可能な合理的で効率的な対策を実施する。

(4) 総合的なリサイクルの促進

広域処理施設の導入に当たっては、資源ごみの回収を行うリサイクルセンター、ごみの溶融処理によるスラグ化及び発電等のサーマルリサイクル機能を備えた総合的なリサイクル施設整備を推進する。

(5) 最終処分場の確保

リサイクルや焼却灰の溶融等により埋立対象物の減量化・無害化を図るとともに、高度な機能を有する最終処分場の整備を進める。

(6) 公共事業費の縮減

交付金制度の下、ブロックごとに効率的な広域的施設整備を進め、全体的な事業費の縮減に努める。

3 新広域ブロック

(1) ブロック化に関する基本方針

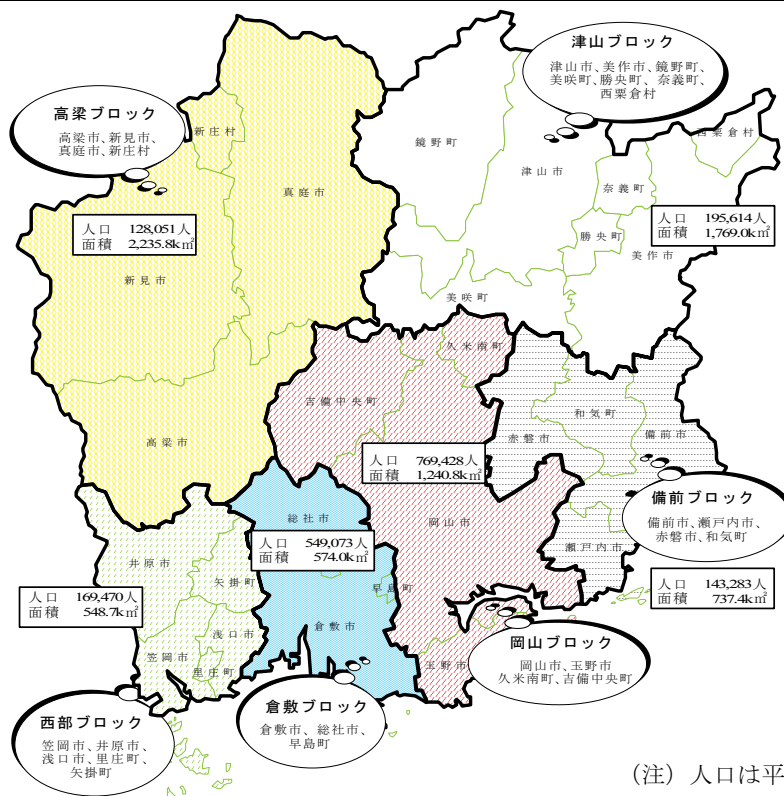
- ① 旧計画で設定したブロックの区割りと構成市町村を基本とする。
- ② 熱回収を行う焼却施設の能力が、極力 300t/日以上、最低でも 100t/日以上となる構成市町村を基本とし、ブロック化する。
- ③ 市町村合併により、旧計画の複数ブロックにまたがる場合は、アンケート結果や行政的な枠組みの合理性を基に、ブロック化を調整する。また、市町村合併協議会を設置している場合は、この枠組みを尊重する。

(2) 新広域ブロックの設定

新広域ブロックは表－1、図－1に示す6ブロックとする。

表－1 新広域ブロック

ブロック名	自治体数	構成自治体名	備考
岡山ブロック	4	岡山市、玉野市、久米南町、吉備中央町	○ 吉備中央町の意向(旧賀陽町区域を旧高梁ブロックから編入) ○ 旧瀬戸町は岡山市と合併(旧瀬戸町区域を旧備前ブロックから編入)
倉敷ブロック	3	倉敷市、総社市、早島町	○ 総社市は倉敷市と一部事務組合を構成(総社市、旧真備町区域を旧西部ブロックから編入)
西部ブロック	5	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	○ 浅口市は井笠地域市町と一部事務組合を構成(旧金光町区域を旧倉敷ブロックから編入)
高梁ブロック	4	高梁市、新見市、真庭市、新庄村	—
津山ブロック	7	津山市、美作市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村	○ 美咲町の意向(旧旭町区域を旧高梁ブロックから編入)
備前ブロック	4	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町	—



(注) 人口は平成17年度末現在

図－1 広域ブロックの枠組み

4 ごみ処理の現状

ごみ排出量原単位は、最近2年間は横ばい傾向を示しているが、全体としては増加傾向を示しており、全国平均値との差は徐々に小さくなってきている。

ブロック別のごみ排出量原単位は、津山ブロック及び備前ブロックは横ばい傾向にあるが、その他のブロックでは増加傾向を示している。

平成17年度におけるごみ焼却施設の整備状況は、平成7年度と比較してダイオキシン類対策の強化に伴い100t/日未満のごみ処理施設が減少し、集約化・大型化の傾向が認められる。

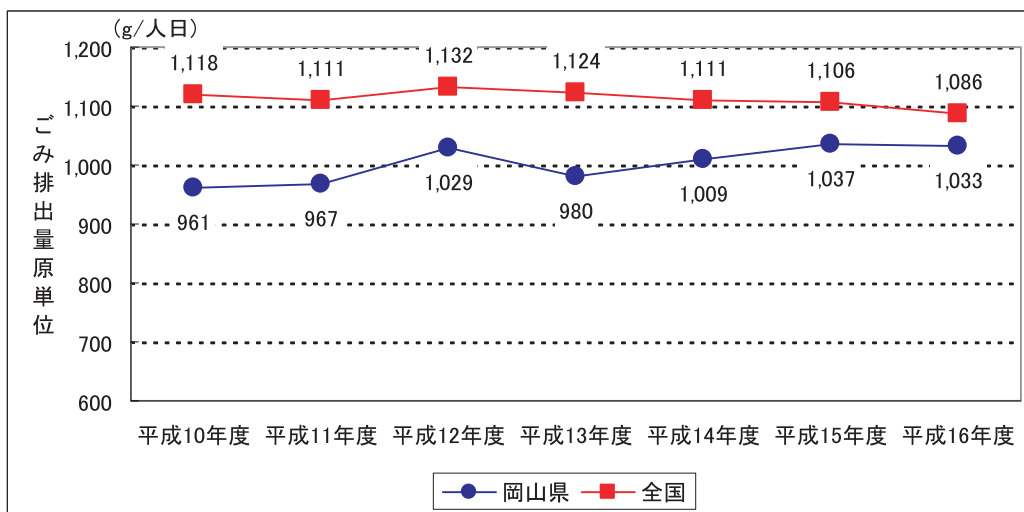


図-2 ごみ排出量原単位の推移

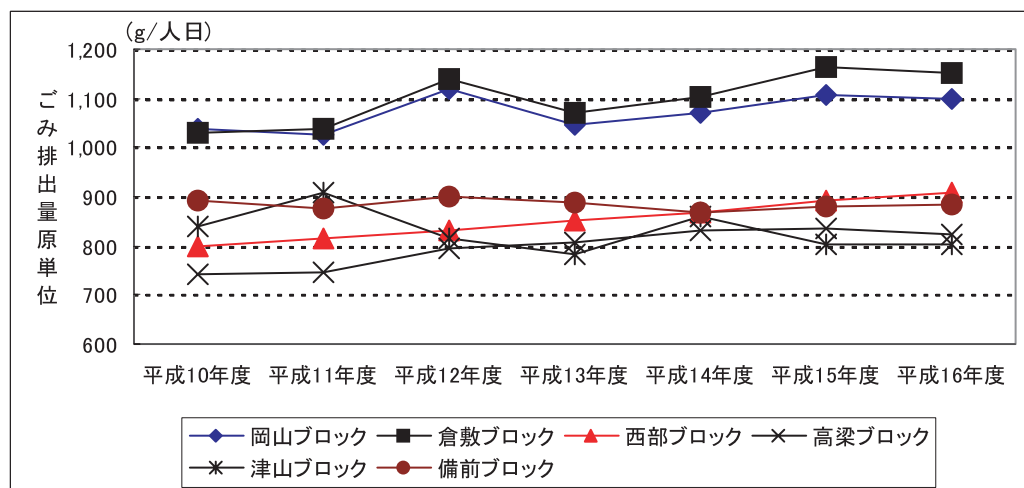


図-3 ブロック別ごみ排出量原単位の推移

表-2 ごみ焼却施設の整備状況

施設規模		10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 300t未満	300t以上	合計
施設数	平成7年度末	3	28	3	4	38
	平成17年度末	1	17	6	4	28
割合 (%)	平成7年度末	7.9	73.7	7.9	10.5	100
	平成17年度末	3.6	60.7	21.4	14.3	100

5 新広域ブロックの施設整備計画

(1) 基本方針

- ① 各ブロックで既に進められている広域的な施設整備計画がある場合は、これを基本とする。
- ② 焼却施設は、原則、施設稼働開始後 20～25 年で統合又は更新を行うことを、リサイクル施設は、原則、施設稼働開始後 30 年前後で統合又は更新を行うことを目安とする。
- ③ 熱回収を行う焼却施設の能力は、まず極力 300t/日以上、次に発電効率 10%以上が確保できる 150t/日以上、最低でも 100t/日以上となる規模の全連続炉を確保する。
- ④ 最終処分場は、埋立処分が逼迫しない時期までに極力集約化し、広い敷地を有する安全性や経済性に優れた施設整備を目指す。

(2) 広域施設整備計画の概要

平成 28 年度における各ブロックの人口、ごみ総排出量、総資源化量及び最終処分量並びに各ブロックの施設の種類と目安となる規模等は次のとおりである。

表－3 平成 28 年度推計値

	人口 (人)	ごみ総排出量 (千t/年)	総資源化量 (千t/年)	最終処分量 (千t/年)
岡山ブロック	769,013	297.5	76.8	36.3
倉敷ブロック	547,206	221.5	58.9	19.0
西部ブロック	155,250	49.8	13.3	5.5
高梁ブロック	112,750	32.6	8.4	3.4
津山ブロック	174,281	51.1	13.4	7.3
備前ブロック	134,357	43.4	11.5	4.7
県全域	1,892,857	695.9	182.3	76.2

(注) 1 ごみ総排出量とは「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」等の合計である。

2 人口の将来予測は、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口による。

表－4 広域施設の整備規模等の目安

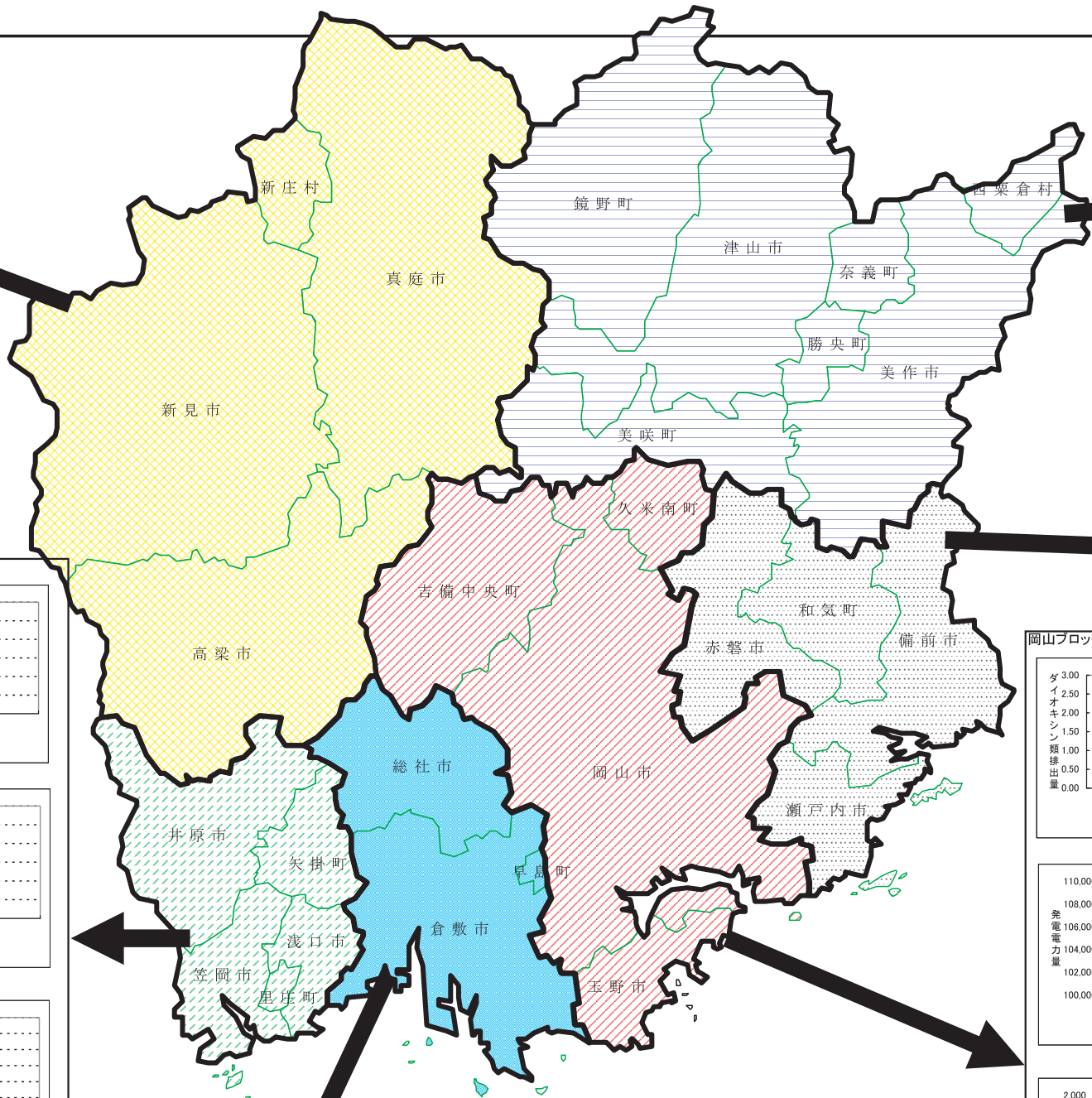
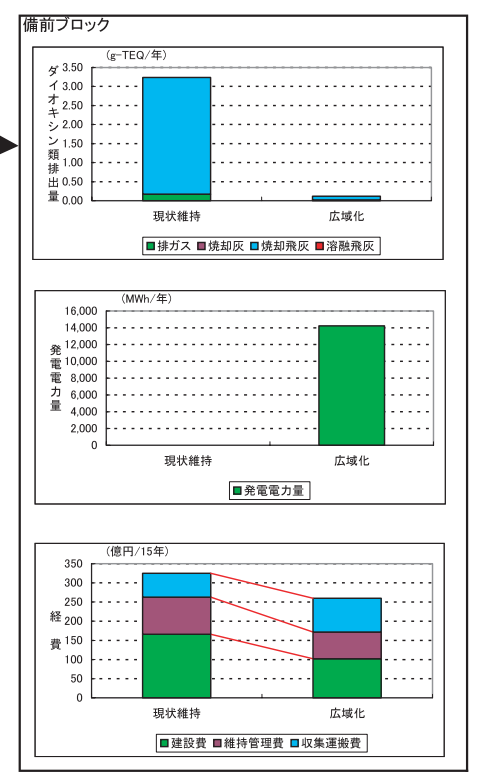
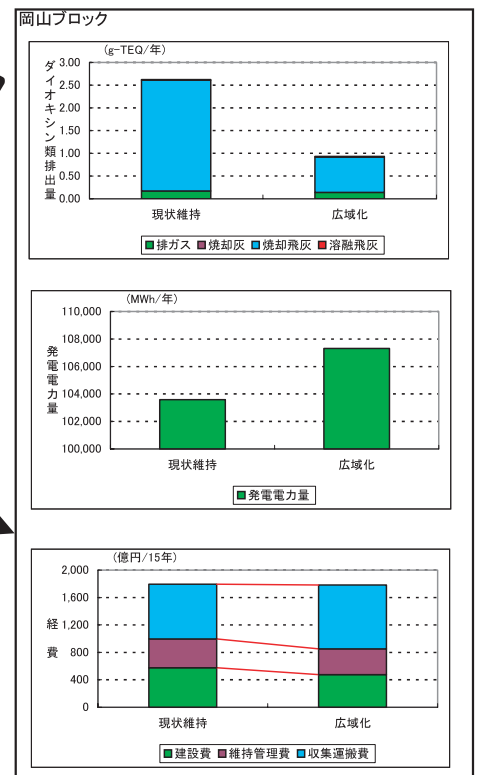
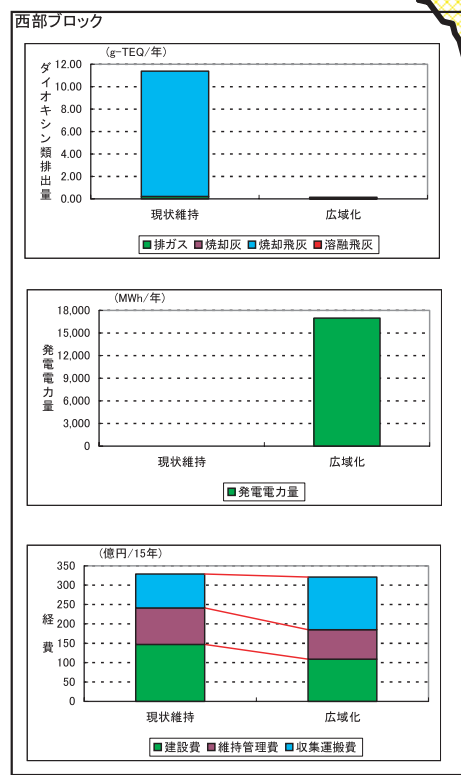
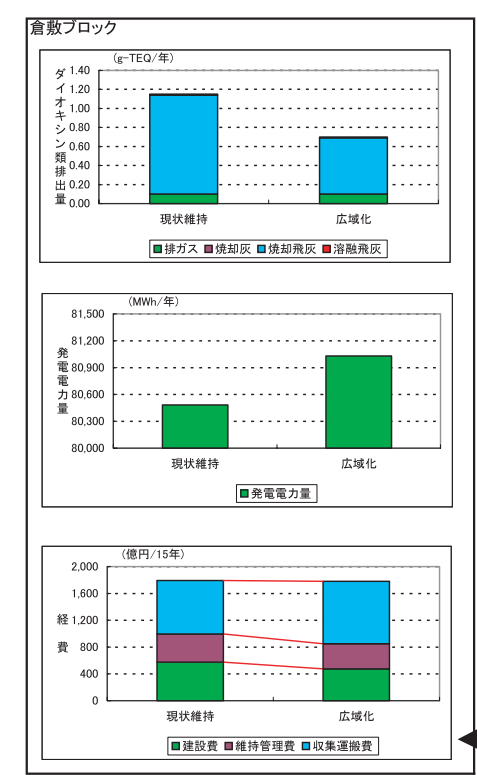
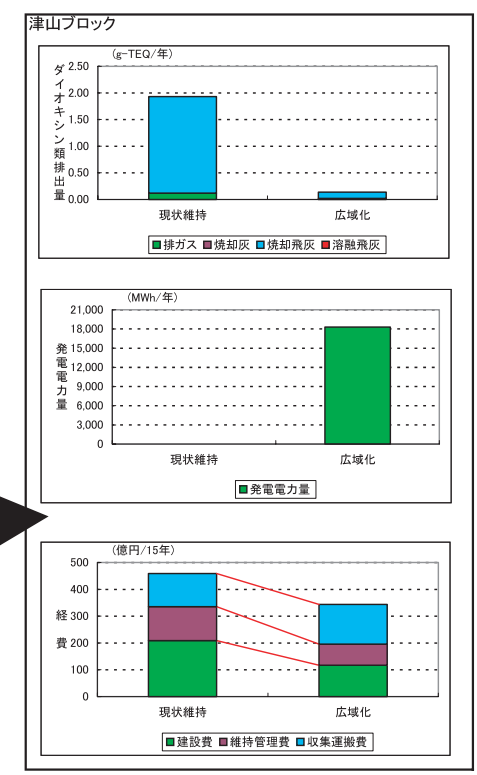
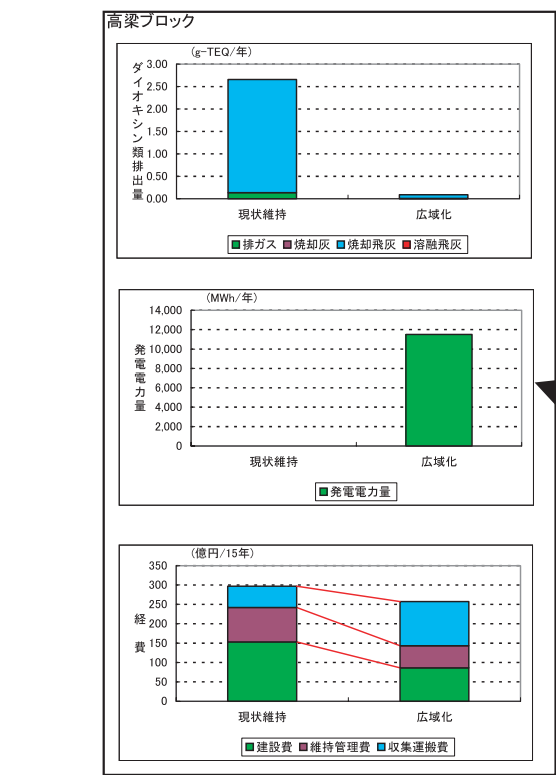
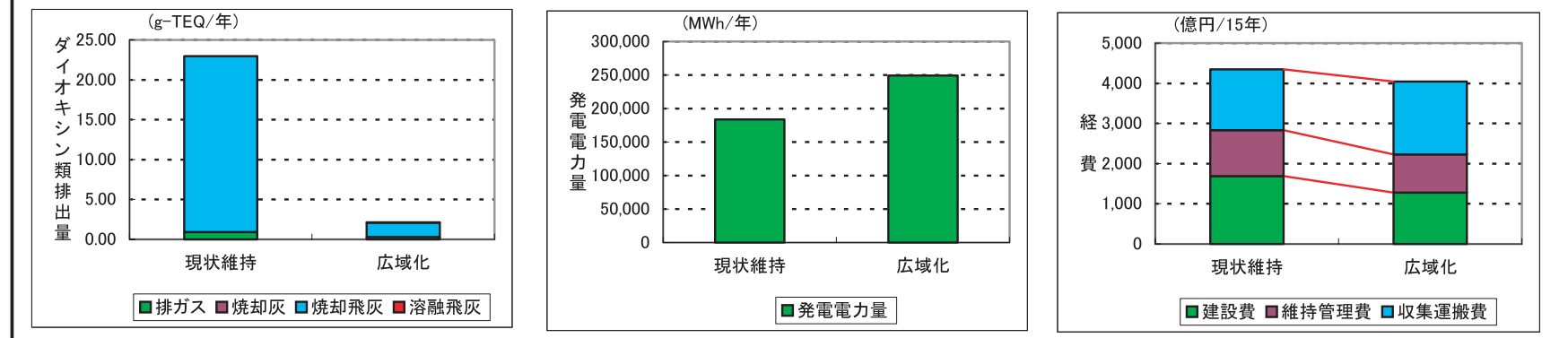
項目	熱回収施設(焼却施設)		リサイクル施設	最終処分場
	施設数	施設規模 (t/24h)	施設規模 (t/日)	残余・不足(△)容量 (千m ³) [不足発生時期]
岡山ブロック	3～4 施設程度	(注1) 450 その他計530	計175	187
倉敷ブロック	3～4 施設程度	(注2) 300 その他計440	計120	△ 20 [H28年度]
西部ブロック	1施設	155	計40	△ 30 [H24年度]
高梁ブロック	1施設	105	計25	56
津山ブロック	1施設	(注3) 167	(注3)計51	△ 39 [H24年度]
備前ブロック	1施設	130	計45	△ 38 [H22年度]

(注) 1 岡山ブロックは、岡山市東部クリーンセンターを継続使用

2 倉敷ブロックは、水島エコワークスを継続使用

3 津山ブロックは、熱回収施設とリサイクル施設の規模は交付金の決定値(再検討中)としている。

岡山県全域



(注) 現在の交付金制度ではエネルギー回収施設の交付要件は「発電効率又は熱回収率が10%以上であること」となっており、施設規模が100~200t/日となるブロックでは、発電に限らず熱回収率で10%以上を確保することが必要となる。

図-4 各ブロックにおける広域化の効果

6 広域化の効果

広域化を進めることによって、以下のようにダイオキシン類の削減、発電によるサーマルリサイクルの向上、そして経済性の向上が期待される。

表-5 広域化の効果

項目	現状維持	広域化	効果
ダイオキシン類 (g-TEQ/年)	22.98	2.12	約91%の削減 (約20g-TEQ/年の削減)
発電電力量 (MWh/年)	184,072	249,334	約1.4倍の発電が可能 (約65,000MWh/年の増加)
経済性 (億円/15年間)	4,347 (建設費 1,689 維持管理費 1,147 収集運搬費 1,511)	4,042 (建設費 1,279 維持管理費 950 収集運搬費 1,813)	約7%の経費削減 (約300億円/15年の削減)

(注) 収集運搬費は一部旧広域化計画策定時の基本数値も活用しているので目安とする。

7 広域化の推進体制

(1) 推進体制

各6ブロックに設置されている「市町村ブロック別協議会」を継承し、これを中心に広域化を推進する。

(2) 市町村ブロック別協議会の構成

市町村ブロック別協議会は次のような構成とする。

- ①協議会委員：構成市町村長
- ②協議会作業部会委員：構成市町村担当部局長及び関係一部事務組合事務局長
- ③協力機関：県民局
- ④事務局：代表市町村部局

(決定機関)

協議会委員	構成市町村長
協力機関	県民局長
事務局	代表市町村部局

(作業部会)

作業部会委員	構成市町村部局長等
協力機関	県民局環境課長
事務局	代表市町村部局

(3) 新広域化計画の実施に向けた県の役割

新広域化計画の実施体制を構築するため、積極的に市町村間の調整、計画推進への支援、進行管理、助言及び技術的支援を行う。

(4) 過渡的な対応

広域ブロック内の施設整備について、現状の施設の耐用年数や地域特性等から過渡的な施設の整備や増設が必要となり、ブロックでの合意が図られる場合には、過渡的な対応を講じることができるものとする。